

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成29年3月23日第32回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員  
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克  
上妻廣美・赤坂寅秀・下村直義  
(選任) 日高信行・久保田純一・戸田和代
3. 欠席委員  
(公選) 鮫島安平  
(選任) 石堂季男
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について  
日程 第5 承認第2号 農地法第3条許可の下限面積(別段面積)について  
日程 第6 承認第3号 平成29年度標準農作業料金(案)について
5. 議事  
(事務局長) みなさん、おはようございます。だだいまから、第32回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。  
(会長) 挨拶  
(事務局長) ありがとうございました。本日は、2番石堂委員、8番鮫島安平委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中11名で、定数に達しており、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。  
(議長) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、9番久保田委員、10番上妻委員を指名します。  
(議長) 日程第2「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。  
本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数4件、筆数8筆、面積13,245㎡。畑8,092㎡、田5,153㎡。使用貸借権、件数1件、筆数2筆、面積7,721㎡。全て畑。合計で、件数5件、筆数10筆、面積20,966㎡。畑15,813㎡、田5,153㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議長)次に、第1項の順位1について、担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番久保田です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る、3月16日午後1時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積4,930㎡。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が経営縮小、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、中種子町の〇〇〇〇を南に向かって、約250mから300m行ったところにある圃場整備された畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)事務局から補足説明はありますか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番赤坂です。議案第1号順位2について説明をいたします。去る、3月16日午前10時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積765㎡。大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積302㎡。大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇〇-1、地目田、面積1,611㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇-1、地目田、面積1,858㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目田、面積617㎡です。譲渡人、住所 中種子町田島〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町田島〇〇〇〇番地1、

〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては字〇〇の2筆は、〇〇〇より〇〇〇の田を通過して〇〇〇〇へ行く道を進むと、田に通じる川があります。その川に架かっている橋の〇〇〇〇の田でございます。字〇〇の田は、字〇〇の田の左側に、川に沿った下り道がございます。そこを約〇〇 m ほど下った右側にあります。字〇〇〇〇の田は、その川に沿って下った左側の道下にあります。字〇〇〇〇の田は、字〇〇〇〇の田より右の方へ約〇〇 m 行ったところにあります。調査の結果、労働力、農業機械等を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にあります。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番の赤坂です。議案第1号順位3について説明をいたします。去る、3月16日譲受人、〇〇〇〇さんの父の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積 2,596 m<sup>2</sup>。譲渡人、住所 中種子町田島〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町田島〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張による売買となっております。場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇さん宅横の道を左に約 150m 行ったところにあります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の5番赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番の赤坂です。議案第1号順位4について説明をいたします。去る、3月16日譲受人、〇〇〇〇さんの父の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積 566 m<sup>2</sup>。譲渡人、住所 中種子町田島〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子

町田島〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈です。場所につきましては，〇〇集落の〇〇〇〇さん宅から国道を挟んで反対側の畑です。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位5について，担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい，12番の下村です。議案第1号順位5について説明をいたします。去る，3月14日借人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在，大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇-2，地目畑，面積2,727㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積4,994㎡。貸人，住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2，〇〇〇〇さん。借人，住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2，〇〇〇〇さん。申請理由は，借人が相手方の要望，貸人が経営開始による貸借です。貸借の内容については，無償による貸借期間5年の使用貸借権の設定です。場所につきましては，〇〇〇〇集落公民館から東へ約2km下ると，〇〇〇〇にあたります。左が〇〇〇〇線，右が〇〇〇〇ですが，〇〇〇〇集落十文字の手前を左へ上がって約〇〇m進んだところにあります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。この案件は親子間の貸借で，昨年〇〇〇〇さんが帰ってきて農業をするとのことでした。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから，採決します。議案第1号第1項順位1から順位5については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって，議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転4件と使用貸借権1件については，許可することに決定します。

(議 長)次に，日程第4，承認第1号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の4頁をお開きください。承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。平成29年3月31日を公告日とする利用権設定、貸借件2件、筆数11筆、面積23,304㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、5頁、6頁と別紙をご覧ください。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第5、承認第2号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）について」説明いたします。資料の7頁をお開きください。農地法第3条許可の下限面積(別段面積)については、平成21年の改正農地法により県知事から農業委員会へと設定権者が変更されました。農業委員会で新たに別段面積を設定しなければ、農地法第3条第2項第5号の規定により下限面積が原則である50aになります。本町においては、平成21年の1市2町の会長・局長会議の中で島内統一した下限面積50aを維持すると共に、別段面積については農地の権利移動の不許可の例外で対応する。すなわち草花等のハウス栽培(高収益作物)でその経営が集約的に行われると認められる場合は下限面積以下でも考慮するとの意見で、平成21年開催の総会で承認決定されています。農地法施行規則第17条第1項3号による別段面積の算定の計算式がございます。下限面積未滿の農家が40%以上含まれるところにおいて下限面積を設定するという事で、2015年農林漁業センサスのデータで確認すると、対象農家が1,177戸に対して40%の戸数が471戸となります、30a未滿が33戸、40a～50aが42戸と、ここ何年かで経営の小さい農家が減ってきております。50a～100a未滿の145戸を足しても、合計で220戸、18.7%となり、40%を越えるような状況ではありません。そうすると中種子町の下限面積は100a以上の設定となるということで、この計算式では下限面積の設定は困難であると考えます。以上のことから平成29年度は農地法第3条第2項第5号の規定により「下限面積」を現行の50aとするとともに、別段面積についても農地の権利移動の

不許可の例外で対応することとしたいので、承認を求めます。皆さんのご審議をお願いします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。承認第2号については承認することに、異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第6、承認第3号「平成29年度標準農作業料金（案）について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。承認第3号「平成29年度標準農作業料金（案）について」説明いたします。資料の8頁をお開きください。はじめに、この提案までの経緯について説明させていただきます。まず3月3日に南種子町において南種子町農業委員会、中種子町農業委員会、種子島農業公社、中種子町と南種子町の大型機械農家の代表、合計9名で検討会を行い、南種子町、中種子町については統一した料金設定にすることで協議を行いました。またそれ以前の2月7日に町技連会作物部会において、当案について検討をお願いしたところでございます。また昨年、色々協議を頂いたハーベスタ刈り取り料について、2月21日に農業公社で行われました受託部会役員連絡協議会において審議・検討がなされました。刈り取り料については平成18年に6,500円から6,300円に値下げした経緯があるということ、また3年程度で元の6,500円に戻す予定であったが、現在まで据え置かれている状況であるということ、燃料代、人件費、消費税額が上がっているということ等で、ハーベスタの料金だけを下げるとは、受託組織としては組織の運営等の面からも、承諾し難いとの意見でまとまりました。今後はハーベスタの料金だけではなく、サトウキビに関するその他の料金、資材等を総合的に検討して、サトウキビの増反システム構築のため、各種総会や協議会、農業委員会等で継続審議をするということで決まりました。これらの検討会を踏まえての提案ということで、中身の説明をさせていただきます。昨年と変更になった項目については、一番上の一般農作業の料金でございます。昨年は5,552円でしたが、29年度は5,720円になります。これは、鹿児島県の最低賃金が上がったためです。それから大型トラクター55馬力以上につきましては、昨年度までは備考欄に記載をしているだけでしたが、最近は大型トラクターでの作業が増えてきたということで、料金は変わりませんが欄を設けて表示をしております。それから畦ぬり機の1mあたりの値段が、中種子町は昨年まで32円でしたが、南種子町が36円の設定をしており、今回は

南種子町に合わせ 36 円に統一しております。畦ぬりという作業はあまりないので、統一しても支障はほとんどないのでは、ということで今回の結果に至りました。その他については変更はありません。なおこの案件につきましては昨年の3月の総会で提案した際に、3月では農業委員会の意見が反映されないのではないか、というご指摘を受け今年2月の総会にかけるとともに努力をしたのですが、2月21日に行われたハーベスタの検討会などの関係で、どうしても2月の提案が出来なかったことをこの場をお借りしてお詫び申し上げます。以上で平成29年度標準農作業料金(案)についての説明を終わります。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。はい、3番委員どうぞ。

(3番委員)はい。3番雨田です。きびハーベスタの値段なのですが、農家の現状を考えるともう少し下げてもいいのではと思うのですが。

(事務局)確かにサトウキビ農家の減少は危惧していることであります。きびハーベスタの値段については、反収を上げるサトウキビを作るように農業指導を行って、その状況が確実に守られていくのであれば継続審議をしていくということで、受託部会でも話合いがなされていまして。町のほうにもきびハーベスタの値段が高いという意見が寄せられているので、継続審議ということでご理解頂ければと思います。

(3番委員)例えばですが、きびハーベスタが1日何トン刈って、経費を引いて農家の手元にいくら残るといような内訳の一覧表を出して検討してもらえれば、その値段でも納得がいくと思います。

(議長)ハーベスタの値段についていくつか意見が出ましたが、他の項目について質疑・意見ありませんでしょうか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。それでは、先ほど出た案は来年に向けて検討していくということでよろしいでしょうか。

(委員)はい。

(議長)それでは、これから採決します。承認第3号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「平成29年度標準農作業料金(案)について」の件は、承認することに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成29年第32回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者